

## 徳島県規則第十七号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和三十五年徳島県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（旅行命令の変更を受けた場合等における旅費）

**第二条** 条例第三条第五項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 条例第三条第二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- 二 条例第三条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第十六条、第十八条第一項及び第二十二条第二項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第三条第五項の規則で定めるものは、条例第二十四条第二項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

- 一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第七条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
- 二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について条例第七条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令の変更等に伴い支給する必要があるものとして所属長が認めた額

第三条の見出し中「旅費喪失の」を「旅費額を喪失した」に改め、同条中「規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による」を「規則で定める金額は、次に掲げる金額とする」に改め、ただし書を削り、同条第一号中「交通機関」を「交通手段」に、「等の切符」を「航空券」に、「（以下「切符類」という。）を含む。以下」を「を含む。次号において」に改め、同条第二号中「まぬがれた」を「免れた」に改め、「（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）」を削り、同条を同条第二

項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第三条第六項の規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 交通事故その他の条例第三条第六項に規定する者の責めに帰することができない事情

二 前条第一項第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

第三条の二及び第三条の三を削る。

第四条及び第五条を次のように改める。

(旅行命令簿の記載事項又は記録事項)

**第四条** 条例第四条第四項の規則で定める事項は、旅行命令日、出発地、用務内容、用務地、帰着地、宿泊地(宿泊する場合に限る。)、旅行開始日、旅行終了日及び旅行期間とする。

2 旅行命令簿は、備考欄を設け、旅行命令の変更をする場合には、旅行命令の変更の事実及び変更前の旅行命令日を記載し、又は記録するものとする。

(請求書及び必要な資料の種類及び記載事項)

**第五条** 条例第八条第一項に規定する請求書の種類は、次に掲げるものとする。

一 次号に規定する旅費以外の旅費を請求する場合には、出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書

二 条例第三条第一項に規定する赴任に係る旅費又は同条第二項第一号の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合には、赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書

2 条例第八条第一項に規定する必要な資料の種類は、別表のとおりとする。

3 条例第八条第四項に規定する記載事項は、旅行者の所属、職名及び氏名、旅行日ごとの出発地、経路、帰着地、宿泊地(宿泊する場合に限る。)、種目及びその金額並びに請求額とする。

4 所属長及び支出命令者は、旅行者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。

第八条及び第九条を削り、第十条を第十九条とし、同条の前に次の六条を加える。

(転居費の算定方法等)

**第十三条** 条例第十六条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が知事が定める額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他

の県費による支給が適当でない費用として知事が定めるものを除くものとする。

- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

- 第十四条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤庁の変更に伴う旅行については、職員のための公舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(退職者等の旅費の細則)

- 第十五条 条例第二十二條第一項の規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- 一 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の等級の者（職員が知事等であつた場合には、当該者をいう。次号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

- 二 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の等級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族等の旅費の細則)

- 第十六条 条例第二十三條の規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- 一 職員が条例第三條第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
  - イ 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
  - ロ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- 二 条例第三條第二項第三号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）
- 2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第二条第九号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にするものとする。

(本邦通過の場合の旅費)

- 第十七条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

- 2 前項本文の場合において、条例第十八條第一項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

(年度経過等による区分)

- 第十八條 移動中における年度の経過、職務の等級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃

及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の等級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定するものとする。

第七条第一項中「第十九条（条例第三十三条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を「第十五条」に改め、同条を第十二条とする。

第六条第一項中「第十八条第一項（条例第三十三条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十八条第一項」を「第十三条第一項」に改め、「内国旅行について」を削り、同項に次の二号を加える。

三 外国旅行の場合であつて、知事等の旅行に同行する者が知事等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営に支障が生ずるとき。

四 外国旅行の場合であつて、為替相場の変動その他旅行命令を發した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

第六条第三項を削り、同条を第十一条とし、第五条の次に次の五条を加える。

（鉄道賃に係る鉄道）

第六条 条例第九条第一項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- 二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道に類するもの
- 三 外国における前二号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

第七条 条例第十条第一項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運送事業の用に供する船舶に類するもの
- 二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（航空賃に係る航空機）

第八条 条例第十一条第一項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの
  - 二 外国における前号に掲げるものに相当するもの
- （特定航空移動等）

第九条 条例第十一条第二項第二号の規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が八時間以上の移動とする。

2 条例第十一条第二項第四号の規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が十二時間以上の移動その他これに類するものとする。

（その他の交通費に係る費用の額）

第十条 条例第十二条第二項の一キロメートルにつき規則で定める額は、三十七円とする。

附則の次に別表として次の表を加える。

別表（第五条関係）

五 宿泊費	四 その他の交通費	三 航空賃	二 船賃	一 鉄道賃		区分	添付する資料
				<p>条例第九條第一項第一号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）</p> <p>条例第九條第一項第二号から第六号までに掲げる費用</p>	<p>条例第十條第一項第一号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。）</p> <p>条例第十條第一項第二号から第五号までに掲げる費用</p>	<p>条例第十一條第一項第一号に掲げる運賃</p> <p>条例第十一條第一項第二号及び第三号に掲げる費用</p>	<p>その支払を証明するに足る資料</p>

<p>六 包括宿泊費</p>	<p>その支払を証明するに足る資料 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料（支出命令者が必要と認める場合に限る。）</p>
<p>七 転居費</p>	<p>その支払を証明するに足る資料 転居を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。） 条例第十八条第二項に規定する延長の許可を証明するに足る資料（同項の規定に該当する場合に限る。）</p>
<p>八 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）</p>	<p>その支払を証明するに足る資料 第十一条第二項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料</p>
<p>九 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）</p>	<p>その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 資料 第十一条第二項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料</p>
<p>十 渡航雑費</p>	<p>その支払を証明するに足る資料</p>
<p>十一 条例第三条第二項（第一号に係るものに限る。）に規定する旅費</p>	<p>請求する種目に相当するものに応じた一の項から前項までに掲げる資料 退職等の事由を証明する資料 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 資料 旅行中に退職等となったことを証明する資料</p>
<p>十二 条例第三条第二項（第二号又は第三号に係るものに限る。）に規定する旅費</p>	<p>請求する種目に相当するものに応じた一の項から十の項までに掲げる資料</p>

	<p>職員、配偶者又は子の死亡及びその死亡地を証明する資料          帰住を証明する資料（遺族が帰住した場合に限る。）          遺族であることを証明する資料（請求者が遺族である場合に限る。）</p>
<p>十三 条例第三条第五項に規定する旅費</p>	<p>損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料          旅行命令の変更、条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第二条第一項各号に掲げる場合に該当することを証明する資料          同居する家族であることを証明する資料（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。）</p>
<p>十四 条例第三条第六項に規定する旅費</p>	<p>天災又は第三条第一項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料          喪失額を証明するに足る資料</p>
<p>十五 条例第二十五条第一項に規定する旅費</p>	<p>請求する種目に相当するものに応じた一の項から十の項までに掲げる資料          条例第二十五条第一項の規定に該当することを証明するに足る資料</p>

別記様式（その一）から（その六）までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。  
 （経過措置）

2

改正後の職員の旅費に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（次項から附則第五項までに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号。以下「条例」

という。) 第四条第三項の規定により旅行命令の変更をする旅行については、改正後の規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の前日の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の規則の規定(赴任に係る旅費に係るものに限る。)は、施行日以後に新たに採用をされ、又は転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に伴う赴任に係る旅費について適用し、同日前に新たに採用をされ、又は転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に伴う赴任に係る旅費については、なお従前の例による。

4 改正後の規則第十五条及び第十六条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合には、なお従前の例による。

5 改正後の規則第二条及び第三条の規定は、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和七年徳島県条例第三十二号。以下「改正条例」という。)による改正後の条例第三条第五項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正条例による改正前の条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。